

霧島市弁当調製施設選定基準

燃ゆる感動かごしま国体霧島市弁当調達要項 4 (1) の霧島市弁当調製施設選定基準を以下に定める。

1 国民体育大会に対しての理解と協力について

第 75 回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」（以下「国体」という。）に理解があり、燃ゆる感動かごしま国体・燃ゆる感動かごしま大会霧島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調製業務に対して協力的であること。

2 営業条件について

- (1) 霧島市内に本社又は営業所があり、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業許可を有している施設であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 霧島市税について滞納がないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく手続きを行っていないこと。
- (5) 霧島市暴力団排除条例（平成 25 年霧島市条例第 5 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号並びに暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 衛生管理体制について

- (1) 国体開催前の過去 3 年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (2) HACCP システムによる衛生管理に取り組んでいること、又は「大量調理施設マニュアル」（平成 9 年 3 月 24 日厚生省発行）に基づく対応を実践できる施設であること。
- (3) 食品衛生法に基づく食品衛生監視票における評価が直近（6 か月以内）で 80 点以上であること。
- (4) 検食は、原材料及び調理済み食品毎に 50 g 程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封して -20°C 以下で 2 週間以上保存できること。
- (5) 調理従事者（食品の盛り付け等、食品に接触する可能性のある者であって臨時職員を含む。）の全員に対し、国体の開会日前 1 か月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの。）の実施が可能であること。
なお、検便検査項目にはノロウイルス（抗原検査）も含めることが望ましい。
- (6) 死亡後遺障害補償額が、1 事故 1 億円以上の食品賠償保険等に加入している

こと、又は国体開催期間中参加できること。

- (7) 実行委員会が指定した時刻・場所に適切な温度管理できる冷蔵車等を利用して適切に運搬できること。
- (8) 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に基づき、弁当容器への表示（名称、原材料名（食品添加物、アレルギー物質等の表示を含む。）、消費期限（時刻まで表示）、保存方法、製造所所在地、製造者名、その他実行委員会が指示する表示等）を行うこと。

4 弁当調製能力・対応能力について

- (1) 調整能力が、1日当たり最大100食以上であること。
- (2) 第三者に委託することなく弁当の調製が可能であること。
- (3) メニューの日替わりが、4日以上可能であること。
- (4) 単価に応じた弁当の調製、栄養価バランス・カロリー等に配慮したメニューの提供が可能であること。
- (5) 実行委員会が定める弁当料金による調製ができること。
- (6) ダンボール箱等に梱包して納入ができること。
- (7) 実行委員会が定める容器、包装紙等での提供が可能であること。
- (8) 前日の午後6時までの発注（変更・取消含む。）で、消費期限を当日の午後3時以降に指定した弁当を午前10時40分までに実行委員会が指定した場所に納入できること。